

# 天候悪化（台風接近及び大雨、大雪など）への対応について

## 1 前日までの対応

台風等の接近及び大雪が予想される場合、前日の12時（正午）までに市教育委員会と校長が協議し、翌日の対応について決定し、次の方法で各家庭へ連絡します。

- ① 生徒を通じて文書により連絡をします。
- ② 前日13:00以降、tetoru（テトル）連絡メールにて連絡をします。
- ③ 休日の場合は、②の方法で連絡をします。  
※メール登録をしていない家庭には、担任が電話連絡をします。
- ④ 連絡内容 … 「臨時休業」または「一部休業（登校時刻の変更）」  
または「通常通り」及び「給食の有無について」

## 2 当日朝の対応について

- (1) 前日に「臨時休業」と連絡した場合は、当日の天候や警報の有無に関わらず、休校とします。また、前日に「一部休業」又は「通常通り」と連絡したにも関わらず、6:00の時点で、暴風警報や大雨特別警報、大雪警報が発令されている場合、また習志野市に土砂災害警戒情報が発令されている場合は自宅待機とします。
- (2) 警報等が解除され、登校が可能になった場合は、登校を可能とする時刻と授業を開始する時刻を tetoru（テトル）連絡メールにてお知らせいたします。
- (3) 10:00の時点で、引き続き暴風警報や大雨特別警報、大雪警報が発令されている場合は臨時休業とします。この場合、再度 tetoru（テトル）連絡メールにて臨時休業のお知らせをします。

## 3 当日の朝、登校について保護者の判断を「可」とする場合

○下記(1)～(3)の場合は、臨時休校としないが、実際の天候等の状況によって、保護者の判断で登校を見合わせることを「可」とします。

※その場合、必ず学校に連絡をしてください。

○気象情報（警報等）が発令されているかどうかの確認は、保護者が行ってください。

○保護者の判断により登校を見合わせた場合は、「出席停止・忌引」に該当するため、遅刻・欠席になりません。 ※習志野市の気象情報は「東葛飾」に含まれます。

- (1) 台風・強力な低気圧等の接近・通過に伴い、暴風警報が発令されていないが、大雨警報、洪水警報だけが発令されている場合。
- (2) 急激な天候変化時に雷注意報、竜巻注意情報、大雨警報、洪水警報が発令されている場合。
- (3) その他、通学路において安全が確保されていない場合。

## 4 生徒の在校時の下校についての措置

生徒が在校時に、警報の発令があった場合、tetoru 連絡メールにより保護者へ連絡します。

## 5 給食の対応

- ・給食の中止を決定した場合は、すみやかに「給食なし」の連絡をします。
- ・給食中止となった日の必要な給食費は徴収します。